



発行 新潟県

第 23 号

令和7年3月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

8 新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 299 浄化槽法の規定による指定検査機関の指定（資源循環推進課）
- 300 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 301 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 302 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 303 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の廃止届（福祉保健総務課）
- 304 県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 305 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 306 公共測量の実施通知（監理課）
- 307 公共測量の終了通知（監理課）
- 308 公共測量の終了通知（監理課）
- 309 道路の区域変更（道路管理課）
- 310 道路の供用開始（道路管理課）
- 311 道路の区域変更（道路管理課）
- 312 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 313 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 314 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 315 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 316 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 317 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（管財課）
- 特定施設の新設（地域産業振興課）

公安委員会規則

5 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第8号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(登録事項)</p> <p>第7条 法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第14条 知事は、法第6条第2項の規定により2級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下これらを「名簿」という。)を一般の閲覧に供するため、<u>閲覧規則</u>を定めてこれを告示しなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(県指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法</p> <p>(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)</p> <p>第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条並びに第14条の規定の適用については、これら</p>	<p>(登録事項)</p> <p>第7条 法第5条第1項の2級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 氏名及び生年月日</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(名簿の閲覧)</p> <p>第14条 知事は、法第6条第2項の規定により2級建築士名簿及び木造建築士名簿(以下これらを「名簿」という。)を一般の閲覧に供するため、<u>名簿閲覧所</u>を設けなければならない。</p> <p>(登録状況の報告)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク等</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法</p> <p>(県指定登録機関への書類の交付)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>磁気ディスク等</u>をもつて調製するファイルに情報を記録したものを県指定登録機関に交付する方法</p> <p>(県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合の規定の適用)</p> <p>第26条 県指定登録機関が2級建築士等登録事務を行う場合における第5条第1項及び第2項、第6条、第8条から第9条まで、第10条第4項、第11条並びに第14条の規定の適用については、これら</p>

の規定（第5条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、同項第4号中「別記第1号様式の2による」とあり、同号中「別記第1号様式の3による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関（第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、「告示」とあるのは「公示」とする。

（2級建築士等試験事務の実施結果の報告）

第39条（略）

2（略）

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1)（略）

(2) 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（登録簿等の閲覧）

第46条 知事は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

（県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用）

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者（以下「県指定事務所登録機関」という。）が

の規定（第5条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定登録機関」と、同項中「別記第1号様式による」とあり、同項第4号中「別記第1号様式の2による」とあり、同号中「別記第1号様式の3による」とあり、第8条第1項中「別記第2号様式による」とあり、第8条の2第2項中「別記第3号様式による」とあり、及び第9条第1項中「別記第4号様式による」とあるのは「県指定登録機関が別に定める」と、第5条第1項中「知事」とあるのは「県指定登録機関（第16条に規定する県指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第8条の2第3項及び第9条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、第9条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第11条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第23条の規定により前条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第14条中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」とする。

（2級建築士等試験事務の実施結果の報告）

第39条（略）

2（略）

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

(1)（略）

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（登録簿等の閲覧）

第46条 知事は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（以下「登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、登録簿等閲覧所を設けなければならない。

（県指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合の規定の適用）

第47条 法第26条の3の規定に基づき知事が指定する者（以下「県指定事務所登録機関」という。）が

同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定（第42条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関（第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項及び第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項及び第2項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、「告示」とあるのは「公示」とする。

同条第1項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第42条から前条までの規定の適用については、これらの規定（第42条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関」と、同項中「知事」とあるのは「県指定事務所登録機関（第47条に規定する県指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）」と、「法第23条の3」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3」と、同条第2項中「法第23条の3第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第43条中「法第23条の5第1項及び第2項」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項及び第2項」と、同条中「別記第12号様式による」とあり、及び第44条中「別記第13号様式による」とあるのは「県指定事務所登録機関が別に定める」と、同条中「法第23条の7」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、第45条中「法第23条の8第1項第2号又は第3号」とあるのは「法第23条の8第1項第2号又は法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の8第1項第3号」と、前条中「法第23条の9」とあるのは「法第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」とする。

第8号様式（第12条関係）（郵便はがき）

2級

(略)	木造建築士住所等の届出				(略)
ふりがな	生年	性			
氏名	月日	別	年	月	日
本籍					
(略)					

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第20条、第23条、第39条及び別記第8号様式の改正は、公布の日から施行する。

告示

◎新潟県告示第299号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定により、次のとおり指定検査機関を指定した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定検査機関の名称、代表者の氏名及び所在地並びに検査業務を行う地域及び期間

名称、代表者の氏名及び所在地	検査業務を行う地域	検査業務を行う期間
----------------	-----------	-----------

1 名称 一般財団法人 新潟県環境衛生研究所 2 代表者の氏名 代表理事 三富 潤一 3 所在地 燕市吉田東栄町8番13号	新潟市(旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒埼町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域に限る。)、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域に限る。)、三条市、加茂市、見附市、村上市、燕市、佐渡市、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡及び岩船郡の区域	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
1 名称 一般財団法人 下越総合健康開発センター 2 代表者の氏名 代表理事 佐々木 亮 3 所在地 新発田市本町四丁目16番83号	新潟市(旧豊栄市の区域に限る。)、新発田市、阿賀野市、胎内市及び北蒲原郡の区域	
1 名称 一般財団法人 新潟県環境分析センター 2 代表者の氏名 代表理事 猪俣 太郎 3 所在地 新潟市江南区祖父興野53番地1	新潟市(旧豊栄市、旧岩室村、旧巻町、旧西川町、旧黒埼町、旧味方村、旧潟東村、旧月潟村及び旧中之口村の区域を除く。)、五泉市、南魚沼市、東蒲原郡及び南魚沼郡の区域	
1 名称 一般社団法人 新潟県環境衛生中央研究所 2 代表者の氏名 代表理事 郷 周一 3 所在地 長岡市新産二丁目12番地7	長岡市(旧栃尾市、旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村及び旧寺泊町の区域を除く。)、柏崎市、小千谷市、魚沼市及び刈羽郡の区域	
1 名称 一般社団法人 県央研究所 2 代表者の氏名 代表理事 茨木 和雄 3 所在地 燕市小高6014番地	長岡市(旧栃尾市の区域に限る。)、十日町市(旧松代町及び旧松之山町の区域を除く。)及び中魚沼郡の区域	
1 名称 一般財団法人 上越環境科学センター 2 代表者の氏名 代表理事 中川 幹太 3 所在地 上越市下門前1666番地	十日町市(旧松代町及び旧松之山町の区域に限る。)、糸魚川市、妙高市及び上越市の区域	

2 検査の手数料

区分 浄化槽の規模(人槽)	設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条)	定期検査 (浄化槽法第11条)
5人～ 10人	11,200円	4,100円
11人～ 20人	12,600円	4,100円
21人～ 50人	12,900円	8,600円

51人～ 200人	18,800円	12,600円
201人～ 500人	23,600円	16,000円
501人～2,000人	26,600円	19,200円
2,001人以上	31,000円	22,000円

- 3 指定をした年月日
令和7年3月25日
- 4 検査業務の開始予定年月日
令和7年4月1日

◎新潟県告示第300号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
成田歯科医院	長岡市花園3丁目9番27号	令和7年2月12日
ウエルシア薬局三条保内店	三条市下保内1050-1	令和6年12月31日
ウエルシア薬局新発田加治店	新発田市上館483番地	令和6年12月31日
みつけこどもクリニック	見附市新町3丁目8番5-1号	令和7年2月6日
宮本歯科医院	燕市地藏堂本町三丁目6番1号	令和7年1月31日
共創未来 吉田北薬局	燕市吉田大保町28-33	令和7年1月31日
相沢整形外科医院	上越市北本町1丁目1番5号	令和7年1月31日

◎新潟県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みつけこどもクリニック	見附市新町3丁目8番5-1号	令和7年2月7日
みや歯科医院	燕市地藏堂本町3丁目6番1号	令和7年2月1日

◎新潟県告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
三留 秀志	阿賀野市久保1426	令和7年1月31日

◎新潟県告示第303号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	廃止年月日
遠藤 翔太	けやき整骨院 長岡市喜多町1000-1 喜多町プラザ1F	令和6年3月12日

◎新潟県告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

1 委託した事務

「津和野町立安野光雅美術館コレクション 安野先生のふしぎな学校」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務

2 前売観覧券販売期間

令和7年4月1日から令和7年4月11日まで

3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁内 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合 理事長 大田 正信
長岡市沖田2丁目173-2 長岡地域振興局庁舎B1 新潟県職員生活協同組合長岡売店	
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 新潟・市民映画館シネ・ウインド	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館 代表取締役 齋藤 正行
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区万代1丁目6番1号 新潟交通株式会社 代表取締役 星野 佳人
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号 株式会社NK S コーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広
新潟市中央区万代3丁目1番1号 新潟日報メディアシップ1階	新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日报社

インフォメーションセンター えん	代表取締役 佐藤 明
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター 代表理事 廣岡 信行
燕市大曲3015番地 公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地 公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター 理事長 浅野 智行
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター 理事長 高橋 譲
長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3 長岡商工会議所 会頭 大原 興人
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター 理事長 関口 芳史
アソビュー株式会社のウェブサイト	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階 アソビュー株式会社 代表取締役 山野 智久

4 委託期間

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

◎新潟県告示第305号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	新潟県生第379号
肥料の種類	米ぬか油かす及びその粉末
肥料の名称	脱脂糠
保証成分量	窒素全量 2.0% りん酸全量 4.0% 加里全量 1.0%
その他の規格	該当なし
生産業者の名称及び住所	長岡油糧株式会社 新潟県長岡市十二瀬町110番地3
有効期間	平成7年4月3日から令和13年4月2日

◎新潟県告示第306号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年3月13日から令和7年3月25日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市富塚町2丁目地内

◎新潟県告示第307号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月17日から令和7年3月3日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市西蒲区 牧ヶ島 地内

◎新潟県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和6年9月24日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 大石ダム（新潟県岩船郡関川村の一部）

◎新潟県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 352号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から 同市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4まで	新	11.9～57.4メートル	2,553.6メートル
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から 同市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4まで	旧	(A)7.5～63.6メートル	2,679.5メートル
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から 同市荒浜三丁目字池尻沙山1789番14まで		(B)7.5～23.4メートル	2,106.2メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

旧区域については一部区間一般国道402号、一般国道460号及び県道荒浜中田線と重用

新区域については全区間一般国道402号及び一般国道460号と重用

3 路線の重複

一部区間柏崎市道柏崎19-99号線及び柏崎19-100号線と重複

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 402号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市荒浜一丁目字防風浜2046番16から	新	11.9～57.4メートル	2,553.6メートル
同市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4まで	旧	7.5～63.6メートル	2,679.5メートル

備考1 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道460号と重用

2 路線の重複

一部区間柏崎市道柏崎19-99号線と重複

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 460号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4から	新	11.9～57.4メートル	2,553.6メートル
同市荒浜一丁目字防風浜2046番16まで	旧	7.5～63.6メートル	2,679.5メートル

備考1 路線の重用

全区間一般国道352号及び一般国道402号と重用

2 路線の重複

一部区間柏崎市道柏崎19-99号線と重複

◎新潟県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 一般国道 352号

2 供用開始の区間

柏崎市荒浜一丁目字防風浜2047番11から同市荒浜四丁目字船尻沙山1756番4まで

3 供用開始の期日 令和7年3月25日

◎新潟県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒浜中田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市荒浜三丁目字池尻1857番1から 同市荒浜三丁目字池尻1861番8まで	新	14.7～17.9メートル	153.5メートル
柏崎市荒浜三丁目字中町199番1から 同市荒浜三丁目字池尻1861番8まで	旧	7.3～23.8メートル	784.4メートル

- 備考 1 路線の起点を変更する区域変更
- 2 路線の重用
一部区間一般国道352号と重用
 - 3 路線の重複
一部区間柏崎市道柏崎19-100号線と重複

◎新潟県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
五泉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 五泉都市計画下水道事業
 - (2) 名称 五泉市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年11月13日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
村上市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 村上都市計画下水道事業
 - (2) 名称 村上市公共下水道（村上処理区）
- 3 事業施行期間
昭和39年8月11日から令和14年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

糸魚川市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
- (2) 名称 糸魚川市公共下水道（糸魚川処理区）

3 事業施行期間

昭和59年2月28日から令和13年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第315号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

糸魚川市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業
- (2) 名称 糸魚川市公共下水道（青海処理区）

3 事業施行期間

昭和57年1月25日から令和13年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 施行者の名称

糸魚川市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 糸魚川都市計画下水道事業

- (2) 名称 糸魚川市特定環境保全公共下水道（能生処理区）
- 3 事業施行期間
平成12年7月14日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第317号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
三条市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
- (1) 種類 三条都市計画下水道事業
- (2) 名称 三条市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年3月4日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年3月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
新潟県地域振興局電力供給（新潟地域振興局新津庁舎他7庁舎） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務部管財課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和7年2月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
リエスパワーネクスト株式会社
東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
- 5 落札価格
74,285,080円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格

8 入札公告日

令和6年12月24日

特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和7年3月25日

新潟県知事 花角 英世

1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名称 ・ユニー株式会社
・ほか1者
- (2) 住所 ・愛知県稲沢市天池五反田町1番地
・ほか1者
- (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 榊原 健
・ほか1者

2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名称 ・ユニー株式会社
・ほか74者
- (2) 住所 ・愛知県稲沢市天池五反田町1番地
・ほか74者
- (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 榊原 健
・ほか74者

3 特定施設の名称

アピタ新潟亀田店

4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

- (1) 所在地 新潟市江南区鶴ノ子四丁目496-2 外118筆
- (2) 敷地の面積 78,539平方メートル

5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
既存の店舗及び駐車場のため開発行為に係る工事は不要
- (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
令和7年10月（予定）

6 特定施設の新設をする日

令和8年5月（予定）

7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

- (1) 特定施設の床面積の合計
59,207.41平方メートル
- (2) 特定施設の店舗面積の合計
42,342.18平方メートル

8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域

- (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約46,600人
- (2) 特定施設の集客を予定している区域
新潟市、五泉市、阿賀野市及び田上町の区域

9 届出年月日

令和7年3月7日

10 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能)

11 縦覧期間

令和7年3月25日から令和7年6月25日まで

12 条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先

産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
警備業法関係	(1)～(34) (略) <u>(34)の2 警備業法施行規則第60条の規定による機械警備業務管理者の兼任の承認</u> (35)～(55) (略)	警備業法関係	(1)～(34) (略) (35)～(55) (略)
(略)		(略)	
銃砲刀剣類所持等取締法関係	(1)～(52) (略) (53) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。） <u>第21条第2項、第24条第2項又は第36条第1項の規定による講習会の開催の公表</u> (54) 銃刀法施行令 <u>第27条第1項の規定による技能検定の実施の通知</u> (55) 銃刀法施行令 <u>第28条第1項の規定による技能講習の実施の通知</u> (56)～(83) (略)	銃砲刀剣類所持等取締法関係	(1)～(52) (略) (53) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。） <u>第17条第2項、第19条の2第2項又は第29条第1項の規定による講習会の開催の公表</u> (54) 銃刀法施行令 <u>第20条第1項の規定による技能検定の実施の通知</u> (55) 銃刀法施行令 <u>第21条第1項の規定による技能講習の実施の通知</u> (56)～(83) (略)
(略)		(略)	
文化観光拠点施設を中核とした地域	(略)	文化観光拠点施設を中核とした地域	(略)

における文化観光の推進に関する法律関係	中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第8項の規定による都道府県公安委員会の同意	における文化観光の推進に関する法律関係	
(略)	(略)		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。